

## 別紙 1

### 埼玉県専任手話通訳者設置事業要綱

(平成29年4月1日施行)

#### (目的)

第1条 この事業は、手話技術を習得し、聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に関する知識を有し、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者を専任手話通訳者（以下「通訳者」という。）として設置することにより、聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、その福祉の増進に資することを目的とする。

#### (業務の内容)

第2条 通訳者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 高度・専門的な分野に関する手話通訳  
但し、埼玉県手話通訳者の派遣が困難な場合とする。
- (2) 知事が特に必要と認める通訳
- (3) 手話通訳者の養成講習会及び研修等の実施
- (4) 市町村の手話通訳者派遣事業等の相談・支援、連絡調整
- (5) 埼玉県手話通訳者派遣事業のコーディネート業務

#### (依頼者の負担)

第3条 前条の通訳に要する依頼者の負担は無料とする。

#### (通訳者の責務)

第4条 通訳者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た個人の秘密を守ること。
- (2) 通訳技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

#### (実施方法)

第5条 本事業の実施は、民間団体に委託して実施するものとする。

#### (その他)

第6条 通訳者には、業務を行うに当たって通訳者であることを証明する証票を携行させるものとする。

- 2 通訳者には、年1回以上の研修を受けさせるものとする。
- 3 この事業を行うに当たって、業務日誌等を整備させるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は別に定める。